

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和七年八月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録検査 機関の 名称		変更の あった農 産物検査 員	
アクト中食 株式会社		変更内 容	変 更 の あ っ た 農 産 物 検 査 員
抹 消		氏 名	
中村 郁夫	亀川 顕	農産物検査を行う農 産物の種類	
玄米	玄米		
令和七年七月 一七日		変 更 の 日 月 年	